

令和5年6月26日  
厚生労働省

## 令和5年度行政事業レビューにかかる行動計画

### I. 基本的な考え方

「行政事業レビューの実施等について」（平成25年4月5日閣議決定）等を踏まえ、事業のより効果的かつ効率的な実施並びに国の行政に関する国民への説明責任及び透明性の確保を図り、もって国民に信頼される質の高い行政の実現を図るため、厚生労働省においては、厚生労働省内に設置された行政改革推進室を活用し、内閣官房行政改革推進本部事務局（以下「行革事務局」という。）と連携しながら行政事業レビューを実施する。

### II. 実施体制

行政事業レビューは、外部有識者を委嘱して、厚生労働省内に設置された行政改革推進室で実施し、会計管理官がⅢ. の具体的な取組の進捗を管理する。

（参考）

行政改革推進室（以下「推進室」という。）の体制

- （1）推進室の長は、総括審議官とする。
- （2）推進室に、会計管理官及び参事官（調査分析・評価担当）を加え、総括チームとする。
- （3）省内の各部局や地方支分部局等は、事業の実態把握（行政事業レビューシートを作成や現地調査の支援）など推進室の取組に協力する。
- （4）事務局は、省内の各部局の協力を得ながら、大臣官房総務課、大臣官房会計課及び政策立案・評価担当参事官室が担う。

### Ⅲ. 行政事業レビューの取組

行政事業レビューの実施にあたっては、政策立案・評価担当参事官室と連携した上で、エビデンスに基づく政策立案（EBPM）の手法等を用いた成果目標に照らした点検を行い、事業の改善、見直しにつなげることとする。

また、外部有識者による点検は「事業の進捗や効果について成果目標に照らした点検及び改善が行われているか」など、行政事業レビューでEBPMを実践するという観点を踏まえて行うこととする。

#### 【事業の点検等】

##### 1. 事業の実態把握

###### （1）事業単位の整理

厚生労働省の令和4年度の事業について、4月中に点検の対象となる事業の単位（以下「事業単位」という。）を整理する。

###### （2）行政事業レビューシートの作成

事業所管部局は、事業単位毎に行政事業レビューシートを作成し、事業の活動・成果実績、予算の支出先用途などの実態を把握する。

###### （3）行政事業レビューシートの公表

行政事業レビューシートは、公開プロセスの対象となる事業については、原則として公開プロセスの開始日の10日前までに、公表する。

###### （4）新規事業及び新規要求事業の取扱い

新規事業及び新規要求事業についても、事業の自己点検や、4で示す取組を行うため、行政事業レビューシートに記入可能な事項を記入の上、公表する。

###### ① 令和5年度新規事業

令和4年度の事業と同時期に公表を行う。

###### ② 令和6年度新規要求事業

概算要求提出後、2週間以内に公表を行う。

##### 2. 事業所管部局による自己点検（事業見直し案の検討）

事業所管部局は、事業の活動・成果実績、予算の支出先、用途などの実態を踏まえ、それが本来の事業目的と合致しているか、

真に効率的・効果的な支出となっているかなど、政策評価及び経済・財政一体改革との関連性にも留意しながら、概算要求前までに全事業について自己点検を実施する。

### 3. 外部有識者による点検

自己点検を行った事業のレビューシートのうち一定数につき、外部有識者によって点検を行い、対象事業の点検結果を外部有識者の所見として、レビューシートの所定の欄に記載する。

### 4. 公開プロセスの実施

事業の実態や自己点検結果を踏まえ、外部有識者によって構成される「厚生労働省行政事業レビュー外部有識者会合」において対象事業を決定した上で、外部有識者を交えて公開プロセスを実施する。

#### (1) 外部有識者

取りまとめ役を含め厚生労働省が委嘱した外部有識者2名以上に、行革事務局が指定する外部有識者2名以上（原則、厚生労働省が委嘱した外部有識者と同じ人数とする。）を加えて実施する。

#### (2) 公開方法

- ・ ホームページ上に動画を公開する（同時性確保）。
- ・ 結果及び議事録は、後日、速やかに公開する。

#### (3) 事前勉強会及び現地ヒアリングの実施等

公開プロセスの実施に先立ち、外部有識者に対し、公開プロセス対象事業に係る事前勉強会及び現地ヒアリングの機会を随時提供するとともに、資料の提供、現地ヒアリングの実施等の要請があった場合には、適切に対応を行う。

### 5. 結果の公表、概算要求・予算等への反映

公開プロセスの結果を踏まえ、公開プロセスにかからない他の事業についても、レビューを実施するとともに、公開プロセス結果の視点も踏まえ必要な横断的見直しを行うなどして、その結果を令和6年度予算の概算要求に反映させ、公表する。これを組織や制度の見直しにも活用していくこととし、適切に予算執行にも反映させることとする。

また、行政改革推進会議による検証結果を以後の予算等に反映させることとする。

## 6. 行政事業レビューの実効性向上のための施策

国民や職員からの意見・提言募集、人事評価への反映、優良事業改善事例の選定、職員の資質向上に係る取組など、行政事業レビューの実効性を高め、その向上に資する施策について、積極的に取り組む。

### (1) 国民や職員からの意見・提言募集

行政事業レビューについて、インターネット等を活用し、国民や職員からの意見・提言を募集し、有効なものについては取組として実践する。

### (2) 人事評価への反映

人事評価の目標設定に当たって、コスト意識の視点から、予算執行の効率化に関する取組を盛り込む。

### (3) 優良事業改善事例

優良事業改善事例について、行政事業レビューシートの公表までに公表する。

### (4) 職員の資質向上

レビューシートの記載方法や留意事項等を示したチェックリストを事業所管部局に配布し、自己点検をより一層実効性のあるものとする。

## **【基金の点検等】**

### 1. 基金シート等について

#### (1) 基金シート等作成単位の整理

公益法人等に造成された基金について、点検の対象となる基金事業の単位を整理する。

#### (2) 基金シート等の作成

基金所管部局は、基金事業の単位別に基金シート及び公益法人等に造成された基金の執行状況一覧表を作成する。

#### (3) 基金シート等の公表

基金シートは、9月末を目途に公益法人等に造成された基金の執行状況一覧表と併せて公表する。

#### (4) 自己点検

基金事業の実態を踏まえ、基金方式により実施する必要性

があるのか、基金を造成する法人等に適格性はあるのか、基金への拠出時期や額に適切性はあるのかなど自己点検を実施する。

(5) 外部有識者による書面点検

原則全ての基金事業について、厚生労働省が委嘱した外部有識者によって書面による点検を行い、点検結果を外部有識者の所見として基金シートの所定の欄に記載する。

2. 地方公共団体等保有基金執行状況表・出資状況表について

(1) 地方公共団体等保有基金執行状況表・出資状況表の作成

基金所管部局は、基金事業の単位別に地方公共団体等保有基金執行状況表を、国から出資を受けた法人等の所管部局は、出資状況表を作成する。

(2) 地方公共団体等保有基金執行状況表・出資状況表の公表

地方公共団体等保有基金執行状況表・出資状況表は、9月末を目途に公表を行う。

(3) 精査

基金の実態を踏まえ、地方公共団体の事務負担等に留意しつつ精査を行う。

**IV. 今後のスケジュール（予定）**

**【事業の点検等】**

4月～	公開プロセス対象事業の選定
5月～	公開プロセス対象事業の行政事業レビューシートを公表 外部有識者による書面点検
6月～	公開プロセスを実施
7月上旬～	行政事業レビューの結果を概算要求に反映
8月末	概算要求
9月上旬	行政事業レビューシート最終版を公表

**【基金の点検等】**

9月末	基金シート、公益法人等に造成された基金の執行状況一覧表、地方公共団体等保有基金執行状況表及び出資状況表を公表
-----	--